

## 介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援補助金交付要領

(通則)

第1条 介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）及び医療保健部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示第239号。）に規定するもののほか、この交付要領の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症への対応として、介護サービス事業所・施設が、感染防止対策を継続的に行うため、衛生用品等の購入に必要な経費を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要領において、「介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援補助金」とは、令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱（令和3年10月28日付け老発1028第1号厚生労働省老健局長通知）に基づき実施する事業に対して交付する補助金をいう。

2 この要領において、「介護サービス事業所・施設」とは、三重県内に所在する通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、居宅療養管理指導事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所及び地域密着型特定施設入居者生活介護事業所とする。

3 この要領において、「法人等」とは、介護サービス事業所・施設を運営する法人等をいう。

(交付の対象及び交付額)

第4条 交付の対象は、介護サービス事業所・施設における令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用（消費税及び地方消費税を除く）及び感染防止対策に要する備品の購入費用（消費税及び地方消費税を除く）とし、交付額については、別表1のとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする法人等は、知事に対し、以下により交付を申請しなければならない。

(1) 提出書類

- (ア) 総括表（様式1）
- (イ) 事業所・施設別申請額一覧（様式2）
- (ウ) 事業所・施設別個票（様式3）
- (エ) 役員等調書（様式5）

(2) 提出期限

別に定める日まで

2 前項による申請は、実績報告を兼ねるものとする。

(交付決定及び交付金額の確定)

第6条 知事は、前条による申請があったときは、当該申請を審査し、適当と認めた場合は、次条に掲げる事項を条件に交付決定を行うとともに、交付すべき交付金額を確定し、その内容を、交付決定兼額の確定通知書(様式6)により通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

(1) 事業実施内容を変更する場合は、変更申請書(様式7)に関係書類を添えて、知事に提出するものとする。知事は、変更申請(実績報告の変更も兼ねるものとする。)があったときは、内容を審査し、適当と認める場合は事業変更承認並びに補助金の交付決定及び額の確定の変更を行い、変更決定通知書(様式8)により通知するものとする。

(2) 補助金の事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しなければならない。

(3) 知事は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じた場合、又は補助事業者が、規則第16条各号に規定する事項のほか、本条に規定する交付の条件その他法令等に基づく命令等に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(4) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団排除要綱」という。)別表に掲げる一に該当しないこと。また、暴力団排除要綱第8条第1項に定める不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

(交付申請の取下げ)

第8条 申請者は、交付金の交付申請を取り下げようとする場合は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第9条 知事は、第6条で補助金額を確定した日から30日以内に、申請者に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 知事は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年12月23日から施行する。

別表 1

## 介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援補助金(基準単価)

対象事業所・施設別の交付基準額(1事業所当たり)	通所系	1		通常規模型	10,000円 /事業所	
		2	通所介護事業所	大規模型 (I)	15,000円 /事業所	
		3		大規模型 (II)	20,000円 /事業所	
		4	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)			10,000円 /事業所
		5	認知症対応型通所介護事業所			10,000円 /事業所
		6	通所リハビリテーション事業所	通常規模型	10,000円 /事業所	
		7		大規模型 (I)	15,000円 /事業所	
		8		大規模型 (II)	20,000円 /事業所	
	短期入所系	9	短期入所生活介護事業所			10,000円 /事業所
		10	短期入所療養介護事業所	定員20人以下	5,000円 /事業所	
		11		定員21人以上	10,000円 /事業所	
	訪問系	12	訪問介護事業所	訪問回数1,200回以下	10,000円 /事業所	
		13		訪問回数1,201回以上2,000回以下	15,000円 /事業所	
		14		訪問回数2,001回以上	20,000円 /事業所	
		15	訪問入浴介護事業所			10,000円 /事業所
		16	訪問看護事業所			10,000円 /事業所
		17	訪問リハビリテーション事業所			5,000円 /事業所
		18	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			10,000円 /事業所
		19	夜間対応型訪問介護事業所			10,000円 /事業所
		20	居宅介護支援事業所			10,000円 /事業所
		21	居宅療養管理指導事業所			5,000円 /事業所
	多機能型	22	小規模多機能型居宅介護事業所			10,000円 /事業所
		23	看護小規模多機能型居宅介護事業所			10,000円 /事業所
	入所施設・居住系	24	介護老人福祉施設	定員39人以下	30,000円 /施設	
		25		定員40人以上49人以下	40,000円 /施設	
		26		定員50人以上69人以下	50,000円 /施設	
		27		定員70人以上89人以下	60,000円 /施設	
		28		定員90人以上	70,000円 /施設	

対象事業所・施設別の交付基準額（1事業所当たり）

29	地域密着型介護老人福祉施設	定員 19 人以下	10,000 円 /施設
		定員 20 人以上	20,000 円 /施設
31	介護老人保健施設	定員 39 人以下	30,000 円 /施設
32		定員 40 人以上 49 人以下	40,000 円 /施設
33		定員 50 人以上 69 人以下	50,000 円 /施設
34		定員 70 人以上 89 人以下	60,000 円 /施設
35		定員 90 人以上	70,000 円 /施設
36	介護医療院	定員 29 人以下	30,000 円 /施設
37		定員 30 人以上 39 人以下	40,000 円 /施設
38		定員 40 人以上 49 人以下	50,000 円 /施設
39		定員 50 人以上 69 人以下	60,000 円 /施設
40		定員 70 人以上	70,000 円 /施設
41	介護療養型医療施設	定員 29 人以下	30,000 円 /施設
42		定員 30 人以上 39 人以下	40,000 円 /施設
43		定員 40 人以上 49 人以下	50,000 円 /施設
44		定員 50 人以上 69 人以下	60,000 円 /施設
45		定員 70 人以上	70,000 円 /施設
46	認知症対応型共同生活介護事業所	定員 14 人以下	10,000 円 /事業所
47		定員 15 人以上	15,000 円 /事業所
48	特定施設入居者生活介護事業所	定員 19 人以下	10,000 円 /事業所
49		定員 20 人以上 39 人以下	20,000 円 /事業所
50		定員 40 人以上 59 人以下	30,000 円 /事業所
51		定員 60 人以上 69 人以下	40,000 円 /事業所
52		定員 70 人以上 89 人以下	50,000 円 /事業所
53		定員 90 人以上 99 人以下	60,000 円 /事業所
54		定員 100 人以上	70,000 円 /事業所
55	地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	定員 19 人以下	10,000 円 /事業所
56		定員 20 人以上	20,000 円 /事業所

対象経費	令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用(消費税及び地方消費税を除く)及び感染症対策に要する備品の購入費用(消費税及び地方消費税を除く)
助成額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1事業所・施設につき基準単価まで助成することができる。</li> <li>・ 事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</li> </ul>

※1 事業所・施設について、令和3年10月から12月までの間に指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。

- ・ 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～56)により交付する。
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～56)により交付する。
- ・ 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、交付の申請時点で判断する。
- ・ 訪問介護の訪問回数については、令和3年10月の1か月における身体介護、生活援助及び通院等乗降介助の合計数で判断する。
- ・ 短期入所療養介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所及び地域密着型特定施設入居者生活介護事業所の定員については、交付の申請時点で判断する。

※2 以下に掲げる介護サービス事業所・施設であって、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の交付を受ける場合は、本事業の対象としない。

- ・ 病院又は診療所である通所リハビリテーション事業所
- ・ 介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所である短期入所療養介護事業所
- ・ 訪問看護事業所
- ・ 病院又は診療所である訪問リハビリテーション事業所
- ・ 居宅療養管理指導事業所
- ・ 介護療養型医療施設

※3 障害福祉サービスを行う介護サービス事業所であって、三重県障害福祉サービス等事業者に対する感染防止対策支援事業費補助金の交付を受ける場合は、本事業の対象としない。

(様式1) 総括表

介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援補助金  
精算交付申請書

令和 年 月 日

三重県知事 あて

標記について、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ			
	名称			
	所在地	(郵便番号 - )		
	代表者の職・氏名	職名	氏名	

担当者	申請に関する連絡先	電話番号	E-mail
	申請に関する担当者	職名	氏名

申請内容

介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業		事業所・施設数	申請額
通所系	1 通所介護事業所（通常規模型）	0 か所	0 円
	2 通所介護事業所（大規模型（Ⅰ））	0 か所	0 円
	3 通所介護事業所（大規模型（Ⅱ））	0 か所	0 円
	4 地域密着型通所介護事業所（療養通所介護事業所を含む）	0 か所	0 円
	5 認知症対応型通所介護事業所	0 か所	0 円
	6 通所リハビリテーション事業所（通常規模型）	0 か所	0 円
	7 通所リハビリテーション事業所（大規模型（Ⅰ））	0 か所	0 円
	8 通所リハビリテーション事業所（大規模型（Ⅱ））	0 か所	0 円
小 計		0 か所	0 円
短期入所系	9 短期入所生活介護事業所	0 か所	0 円
	短期入所療養介護事業所		
	10 (定員20人以下)	0 か所	0 円
11 (定員21人以上)	0 か所	0 円	
小 計		0 か所	0 円
訪問系	訪問介護事業所		
	12 (訪問回数1,200回以下)	0 か所	0 円
	13 (訪問回数1,201回以上2,000回以下)	0 か所	0 円
	14 (訪問回数2,001回以上)	0 か所	0 円
	15 訪問入浴介護事業所	0 か所	0 円
	16 訪問看護事業所	0 か所	0 円
	17 訪問リハビリテーション事業所	0 か所	0 円
	18 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	0 か所	0 円
	19 夜間対応型訪問介護事業所	0 か所	0 円
	20 居宅介護支援事業所	0 か所	0 円
21 居宅療養管理指導事業所	0 か所	0 円	
小 計		0 か所	0 円
多機能型	22 小規模多機能型居宅介護事業所	0 か所	0 円
	23 看護小規模多機能型居宅介護事業所	0 か所	0 円
小 計		0 か所	0 円

介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業		事業所・施設数	申請額
入所施設・居住系	介護老人福祉施設		
	24 (定員39人以下)	0 か所	0 円
	25 (定員40人以上49人以下)	0 か所	0 円
	26 (定員50人以上69人以下)	0 か所	0 円
	27 (定員70人以上89人以下)	0 か所	0 円
	28 (定員90人以上)	0 か所	0 円
	地域密着型介護老人福祉施設		
	29 (定員19人以下)	0 か所	0 円
	30 (定員20人以上)	0 か所	0 円
	介護老人保健施設		
	31 (定員39人以下)	0 か所	0 円
	32 (定員40人以上49人以下)	0 か所	0 円
	33 (定員50人以上69人以下)	0 か所	0 円
	34 (定員70人以上89人以下)	0 か所	0 円
	35 (定員90人以上)	0 か所	0 円
	介護医療院		
	36 (定員29人以下)	0 か所	0 円
	37 (定員30人以上39人以下)	0 か所	0 円
	38 (定員40人以上49人以下)	0 か所	0 円
	39 (定員50人以上69人以下)	0 か所	0 円
	40 (定員70人以上)	0 か所	0 円
	介護療養型医療施設		
	41 (定員29人以下)	0 か所	0 円
	42 (定員30人以上39人以下)	0 か所	0 円
	43 (定員40人以上49人以下)	0 か所	0 円
	44 (定員50人以上69人以下)	0 か所	0 円
	45 (定員70人以上)	0 か所	0 円
	認知症対応型共同生活介護事業所		
	46 (定員14人以下)	0 か所	0 円
	47 (定員15人以上)	0 か所	0 円
特定施設入居者生活介護			
48 (定員19人以下)	0 か所	0 円	
49 (定員20人以上39人以下)	0 か所	0 円	
50 (定員40人以上59人以下)	0 か所	0 円	
51 (定員60人以上69人以下)	0 か所	0 円	
52 (定員70人以上89人以下)	0 か所	0 円	
53 (定員90人以上99人以下)	0 か所	0 円	
54 (定員100人以上)	0 か所	0 円	
地域密着型特定施設入居者生活介護			
55 (定員19人以下)	0 か所	0 円	
56 (定員20人以上)	0 か所	0 円	
小 計		0 か所	0 円
合 計		0 か所	0 円







(様式3)事業所・施設別個票

事業所・施設 の 状 況	フリガナ				介護保険事業所番号
	事業所・施設の名称				
	サービス種別		定員	人	訪問回数
	事業所・施設の所在地	(郵便番号      -      )			
	連絡先	電話番号		E-mail	
	管理者の氏名				

<積算内訳>

所要額には税抜き支払額を記入

基準単価      円      所要額      円

品目(マスク等)	所要額(円)	数量等
合計	0	

誓約事項

	以下に掲げる事業所・施設について、令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の交付を受けていない。又は、以下に掲げる事業所・施設ではない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院又は診療所である通所リハビリテーション事業所</li> <li>・介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所である短期入所療養介護事業所</li> <li>・訪問看護事業所    ・病院又は診療所である訪問リハビリテーション事業所    ・居宅療養管理指導事業所    ・介護療養型医療施設</li> </ul>
	この補助金と対象経費を重複して、他の補助金(三重県障害福祉サービス等事業者に対する感染防止対策支援事業費補助金など)を受けていない。
	この補助金に係る収入及び支出等に係る証拠書類を適切に整備保管する。
	サービス種別・申請金額等の申請内容に相違ない。

(様式4)請求書

請 求 書

金 0 円

ただし、介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援補助金として、上記金額を請求します。

令和 年 月 日

所在地 0  
法人名 0  
代表者 0 0

三重県知事 あて

振込口座情報	
金融機関名	
金融機関名コード	
支店名	
支店名コード	
種別	
口座番号	
口座名義人	
口座名義人(カナ)	



〒〇〇〇〇-〇〇〇〇

申請法人の住所

申請法人の名称 様

三重県指令医保第13- 号

申請法人の住所

申請法人の名称 様

令和 年 月 日付けで申請のありました介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援補助金について、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）第4条の規定により、次のとおり交付決定するとともに、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）第13条の規定に基づき、交付額を確定しましたので通知します。

令和 年 月 日

三重県知事

1 決定の内容

交付決定兼交付確定額 金 円

2 交付の条件

この補助金は、介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援補助金交付要領第7条に掲げる事項を条件として交付するものです。同条に規定する交付の条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を求めるものとします。

(様式7)

第 号  
令和 年 月 日

三重県知事 へ

法人名  
代表者

介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け三重県指令医保第 号で交付決定を受けたこのことについて、次のとおり関係書類を添えて、変更交付申請します。

1	今回申請額	金	円
	内訳 補助金既交付決定額	金	円
	変更後補助金所要額	金	円

2 変更の理由

3 変更内容のわかる資料等

(様式8)

三重県指令医保第13- 号

申請法人の住所

申請法人の名称 様

令和 年 月 日付けで変更申請のありました介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援補助金について、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）第4条の規定により、次のとおり交付決定を変更するとともに、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）第13条の規定に基づき、交付額を再確定しましたので通知します。

令和 年 月 日

三重県知事

1 決定の内容

変更後交付決定兼交付確定額	金	円
既決交付決定兼交付確定額	金	円
減額	金	円

2 交付の条件

この補助金は、介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援補助金交付要領第7条に掲げる事項を条件として交付するものです。同条に規定する交付の条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を求めるものとします。